

※ 退職されるかたにご説明いただきますようお願いします。

退職された
かたへ

市県民税・森林環境税の納付をお願いします

会社を辞めることになった場合、給与から天引きされなくなった市民税・県民税・森林環境税の残額は次のような納付方法となります。

退職の時期	徴収方法
6月1日から12月31日までに退職した場合	一括で給与から天引き または普通徴収（本人払い）
1月1日から4月30日までに退職した場合	一括で給与から天引き

●普通徴収とは

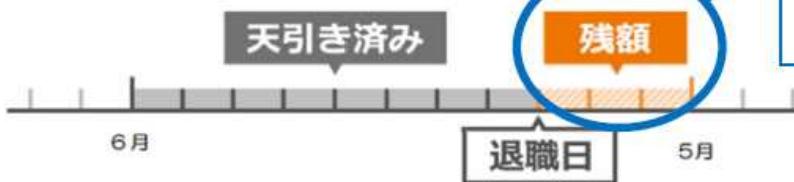
納税義務者自らが、大牟田市から送付された納税通知書（納付書）によって市県民税・森林環境税を納める方法をいいます。

●市民税・県民税・森林環境税は

前年の1月から12月までの所得を基準として計算されています。

天引きできなかった税額の残額とは

6月から翌年5月までの給与で天引きされる予定だった税額のうち、
退職後に天引きできなかった残りの分（退職した月以降の分）



ただし

退職後、再就職をする場合

新しい勤務先で手続きを行うことで、特別徴収が可能です。
新しい勤務先の給与担当の方にご相談ください。